

十条地区まちづくり全体協議会

十条北ブロック部会会報

第31号

令和8年2月

発行：北区、十条地区まちづくり全体協議会・十条北ブロック部会

**3月1日(日) 旧清水小で
十条北ブロック部会を開催します。
ブロック部会後は、大きなマスを進む
十条北防災すごろくであそぼう！**

参加費無料！
プレゼントもあるよ！



日 に ち : 令和8年3月1日（日）雨天決行

時 間 : ①午前10時～10時30分

第31回十条北ブロック部会

②午前10時30分～正午

十条北防災すごろく

会 場 : ①②ともに旧清水小学校 体育館

(十条仲原4-5-17)



■当日の流れ

①十条北ブロック部会
10時から開催

十条北地区地区計画、主要生活道路、不燃化加速事業などについて進捗を報告します。

①②どちらかだけの参加でもOK！

参加費無料！どなたでも自由に参加できます。

お子さま大歓迎！ぜひご家族でお越しください。



②十条北防災すごろく
10時30分から受付開始

体育館の中で、大きなサイコロを投げながら防災すごろくをします。マスには、防災に関するクイズなどが書かれています。

クイズに挑戦しながらゴールを目指しましょう！ゴールしたら粗品をプレゼントします。



ソーラーライトに
ホイッスルがついた防災グッズ
などがもらえるよ！（数量限定）

【お問い合わせ先】



十条地区まちづくり全体協議会・ブロック部会事務局

北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課（末岡・本松・森岡）

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第一庁舎7階

電話：03-3908-9162（直通）FAX：03-3908-2244

第30回 十条北ブロック部会の主な内容

開催日時 令和6年10月21日（月）午後7時35分～午後8時10分

開催場所 北ノ台スポーツ多目的広場 体育館

内 容 (1)子どもたちが楽しめるイベントについて
(2)事業の進捗状況報告（主要生活道路A路線・C路線の区道化）について

■：主な意見



第30回 十条北ブロック部会の様子

（1）子どもたちと一緒に楽しめる防災イベントについて

■避難マップづくりは楽しそうだと思った。中学生と小学生の組み合わせで開催したらどうだろうか。上十条五丁目では、子どもたちによる火の用心を実施しており、子どもが集まることから、その機会を捉えて意見を聞くとよい。

（2）事業の進捗状況報告（主要生活道路A路線・C路線の区道化）について

■生活道路2号線が区道になるということか。

⇒今回区道化するのは、北耕地川と呼ばれていた主要生活道路C路線と、A路線の南側の私道となる。区道化後は、補修等も区で行うことになる。

十条北地区 地区計画の概要

既存の閑静な住環境を維持しながら、建築物の更新を適切に誘導し、道路や公園等を整備することで、市街地の防災性及び居住環境の向上を図ることにより、「安全で安心して住めるうるおいのあるまち」の形成を図るために、上十条五丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、赤羽西三丁目及び西が丘二丁目の各地内約31.5haについて、「十条北地区地区計画」を令和7年4月1日に決定しました。

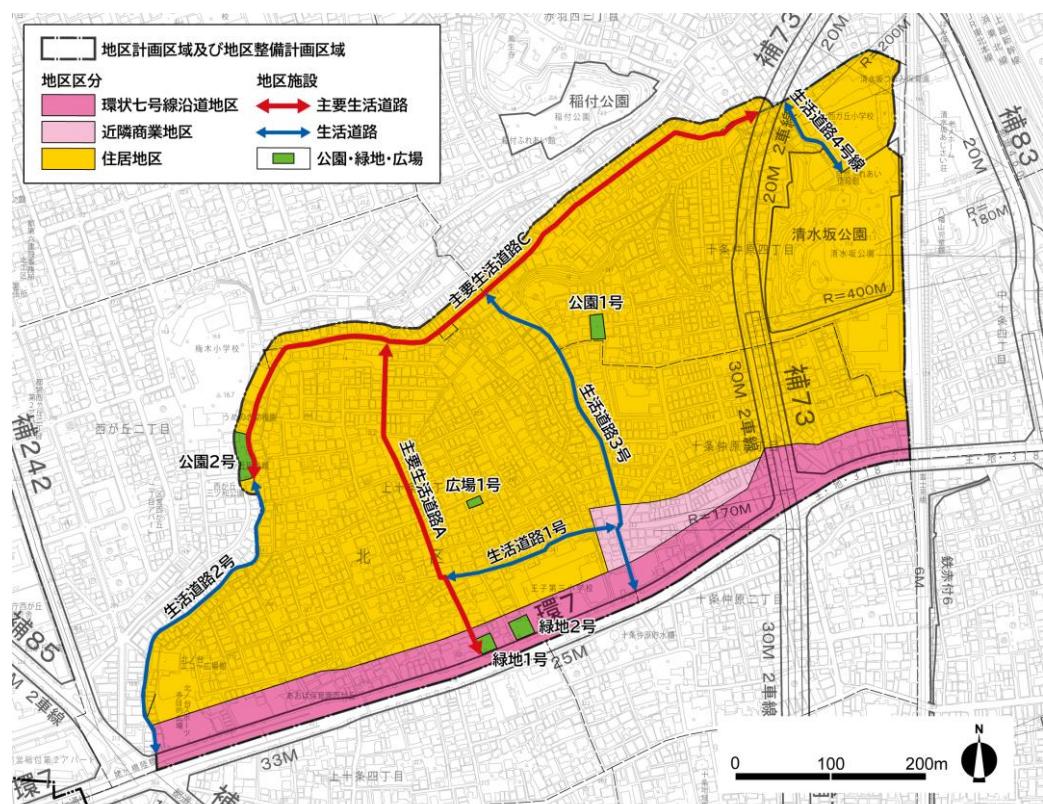
地区計画が定められている区域内で、土地の区画形質の変更、建築物等の新築・改築・増築または移転、建築物等の用途の変更等を行う際には、それらの行為に着手する30日前までに届出が必要です。

地区計画図及び地区施設

十条北地区の地区区分は、「環状七号線沿道地区」、「近隣商業地区」、「住居地区」に分けられ、各地区について、土地利用の方針、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限などがあります。

地区施設道路は、主要生活道路A路線とC路線、生活道路1号～4号線が配置されています。このうちA路線とC路線は、壁面の位置の制限があります。

十条北地区 地区計画
の詳細はこちら▶



地区計画の内容や届出についての問い合わせ先：まちづくり部都市計画課（電話03-3908-9152）